

畜産・酪農をめぐる情勢

令和5年12月

農林水産省
畜産局

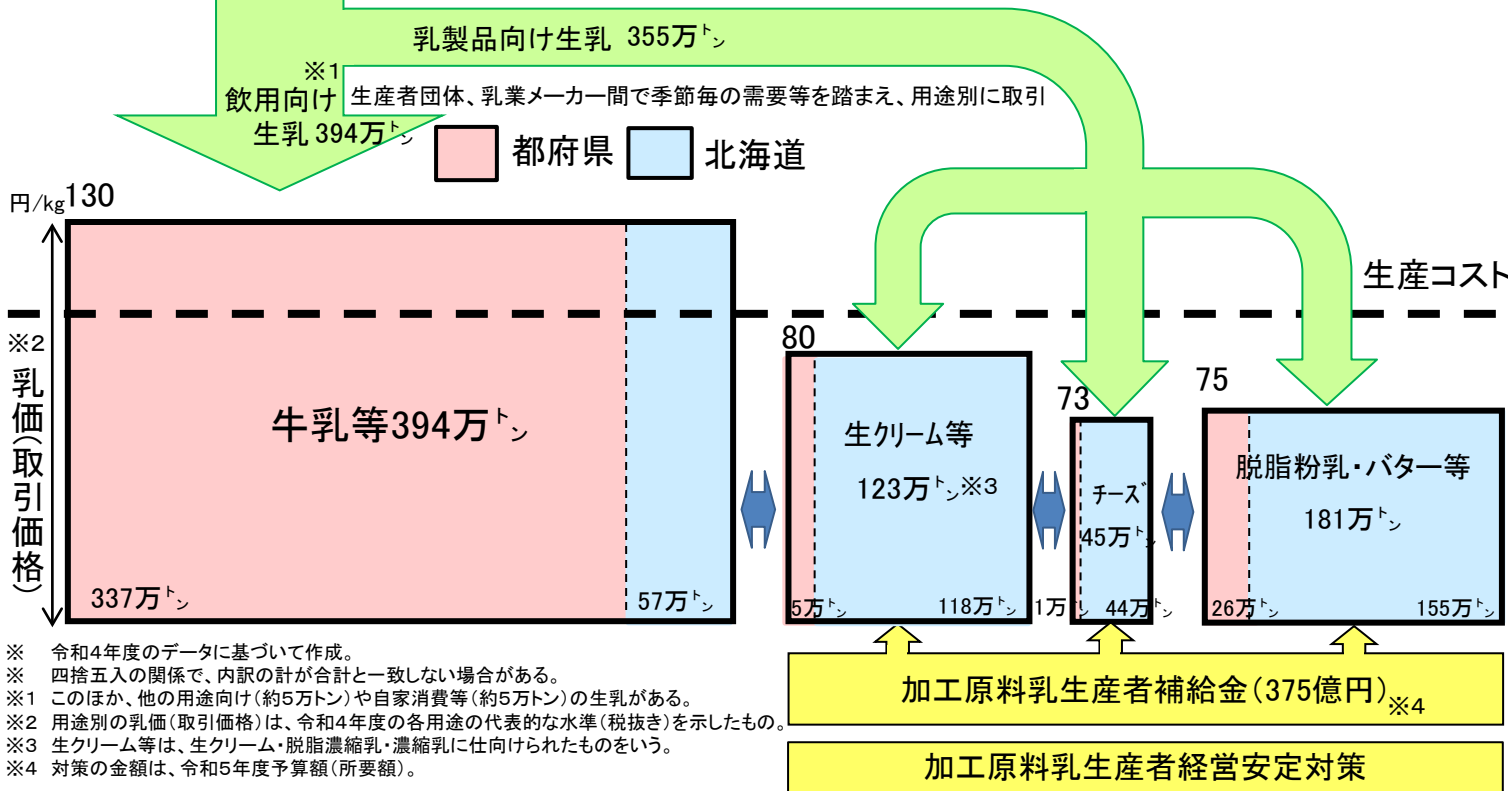
【牛乳乳製品関係】

生乳の需給構造

- ・ 生乳は毎日生産され腐敗しやすく貯蔵性がないことから、需要に応じ飲用と乳製品の仕向け量を調整すること(需給調整)が不可欠。
- ・ 飲用向け生乳(都府県中心)は、輸入品と競合しないことから乳価が生産コストを上回っており、需要に応じた生産による需給安定が重要。
- ・ 乳製品向け生乳(北海道中心)は保存が利く乳製品となるため、生乳の需給調整の役割を果たしているが、輸入品と競合することから乳価が生産コストを下回っている。なお、国産品との競合について、無秩序な輸入が国内需給に悪影響を及ぼすことのないよう、国家貿易によりその種類・量・時期等を調節している。
- ・ 加工原料乳生産者補給金制度により、乳製品向け生乳に対し交付対象数量を設けて補給金等を交付することで、生乳需給全体の安定を図り、全国の酪農家の経営安定を図っている。

国内の生乳生産量(令和4年度) 753万トン(北海道425万トン、都府県328万トン)

輸入乳製品 445万トン

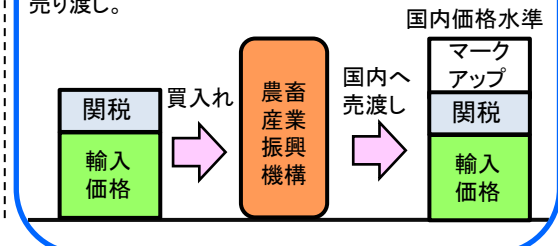


関税割当品目	国家貿易	自由化品目
学校給食用脱脂粉乳等 45.7万トン	バター・脱脂粉乳・ホエイ等 13.7万トン	チーズ 334.6万トン その他 50.9万トン (アイスクリーム等)

※令和4年度のデータに基づいて作成。
※輸入数量には飼料用を除く。
※生乳換算数量。

乳製品の国家貿易制度

(独)農畜産業振興機構が、売買同時契約方式(SBS方式)を基本としてバター・脱脂粉乳・ホエイ等を買入れ売り渡し。



- ※ 令和4年度のデータに基づいて作成。
※ 四捨五入の関係で、内訳の計が合計と一致しない場合がある。
※1 このほか、他の用途向け(約5万トン)や自家消費等(約5万トン)の生乳がある。
※2 用途別の乳価(取引価格)は、令和4年度の各用途の代表的な水準(税抜き)を示したもの。
※3 生クリーム等は、生クリーム・脱脂濃縮乳・濃縮乳に仕向けられたものをいう。
※4 対策の金額は、令和5年度予算額(所要額)。

最近の生乳の生産・処理状況

- ・ 生乳の生産量は、基盤対策強化等により令和元年度に増加に転じ、令和3年度まで増加傾向で推移してきたが、令和4年度は需給の緩和を背景に減少し、5年度(4-10月)は北海道の生産量が前年度比▲3.8%、都府県が▲5.6%減少したことにより、全体で▲4.6%減少。
- ・ 5年度(4-10月)の用途別処理量は、牛乳等向けは前年同月比▲3.4%、乳製品向けは▲6.0%の減少。
- ・ 5年度(4-10月)の牛乳等の生産量は、飲用牛乳等は前年同月比▲2.8%、乳飲料は▲0.0%、はっ酵乳は▲5.7%の減少。

生乳の生産量及び用途別処理量の推移

単位: 万トン、%

	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度 (4-10月)
生産量	736 (+1.1)	743 (+1.0)	765 (+2.9)	753 (▲1.5)	427 (▲4.6)
北海道	409 (+3.1)	416 (+1.6)	431 (+3.7)	425 (▲1.3)	245 (▲3.8)
都府県	327 (▲1.3)	327 (+0.1)	334 (+1.8)	328 (▲1.7)	183 (▲5.6)
牛乳等向け処理量	400 (▲0.2)	403 (+0.9)	400 (▲0.9)	394 (▲1.4)	230 (▲3.4)
乳製品向け処理量	332 (+2.8)	335 (+1.0)	360 (+7.3)	355 (▲1.5)	194 (▲6.0)
うち脱脂粉乳・ バター等向け	159 (+7.4)	170 (+6.3)	186 (+10.0)	181 (▲3.1)	94 (▲9.7)
うちチーズ向け	40 (+0.2)	41 (+2.4)	44 (+5.7)	45 (+3.0)	25 (▲4.9)
うち生クリーム等向け	125 (▲1.6)	119 (▲4.1)	125 (+4.3)	123 (▲1.1)	72 (▲1.6)

牛乳等の生産量の推移

単位: 千キロリットル、%

	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度 (4-10月)
飲用牛乳等	3,568 (+0.0)	3,584 (+0.4)	3,579 (▲0.1)	3,534 (▲1.3)	2,068 (▲2.8)
牛乳	3,159 (+0.1)	3,195 (+1.2)	3,197 (+0.1)	3,149 (▲1.5)	1,844 (▲3.0)
加工乳・ 成分調整牛乳	410 (▲0.7)	389 (▲5.1)	382 (▲1.6)	385 (+0.8)	225 (▲1.0)
乳飲料	1,169 (+3.7)	1,122 (▲4.0)	1,085 (▲3.3)	1,076 (▲0.8)	660 (▲0.0)
はっ酵乳	1,139 (+4.9)	1,164 (+2.3)	1,126 (▲3.3)	1,039 (▲7.8)	594 (▲5.7)

資料: 農林水産省「牛乳乳製品統計」、(独) 農畜産業振興機構「販売生乳数量等(速報)」

※ 生クリーム等向けは、生クリーム・脱脂濃縮乳・濃縮乳に仕向けられたものをいう。

※ 令和4年度および令和5年度の数値は速報値。

※ 平成30年度の脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等向けは、補給金交付対象の変更により、前年度の数値と接続しないため、対前年度比は掲載しない。

資料: 農林水産省「牛乳乳製品統計」

乳用牛飼養戸数・頭数の推移

- ・ 飼養戸数は、年率3～5％程度の減少傾向で推移。
- ・ 飼養頭数は、平成30年に16年ぶりに増加に転じたものの、令和5年度は減少(▲15千頭)。
- ・ 一戸当たり経産牛飼養頭数は前年に比べ増加傾向で推移しており、大規模化が進展。
- ・ また、改良により、一頭当たりの乳量は増加傾向で推移しているものの、令和4年度はわずかに減少。

区 分 / 年		平成27	28	29	30	31	31参考値 ※注4	令和2 ※注5	3	4	5
乳用牛飼養戸数(千戸)		17.7	17.0	16.4	15.7	15.0	14.9	14.4	13.8	13.3	12.6
(対前年増減率)(%)		(▲4.8)	(▲4.0)	(▲3.5)	(▲4.3)	(▲4.5)	—	(▲3.4)	(▲4.2)	(▲3.6)	(▲5.3)
	うち成畜50頭以上層(千戸)	6.4	6.5	6.4	6.2	5.9	5.9	5.8	5.8	5.8	5.6
	戸数シェア(%)	(38.0)	(39.8)	(40.6)	(41.1)	(40.8)	(40.6)	(41.3)	(42.9)	(44.5)	(45.3)
乳用牛飼養頭数(千頭)		1,371	1,345	1,323	1,328	1,332	1,339	1,352	1,356	1,371	1,356
(対前年増減率)(%)		(▲1.7)	(▲1.9)	(▲1.6)	(0.4)	(0.3)	—	(1.0)	(0.3)	(1.1)	(▲1.1)
	うち 経産牛頭数(千頭)	870	871	852	847	839	841	839	849	862	837
	うち 未經産牛 (乳用後継牛)頭数(千頭)	502	474	471	481	492	499	513	507	510	519
	うち成畜50頭以上層(千頭)	940	949	934	961	962	981	999	1,026	1,057	1,054
	頭数シェア(%)	(71.0)	(73.1)	(73.4)	(75.3)	(75.9)	(74.2)	(74.6)	(76.6)	(78.2)	(78.8)
一 戸 当 たり 経産牛頭数(頭)	全 国	51.5	53.4	54.3	56.1	58.3	57.6	59.9	62.9	66.3	68.0
	北海道	72.4	76.1	76.4	78.8	82.2	78.2	81.1	84.7	89.1	90.0
	都府県	38.8	39.6	40.5	41.8	42.9	44.1	45.2	47.5	50.1	51.6
経産牛一頭当たり 乳量(kg)	全 国	8,511	8,522	8,581	8,636	<8,767>※注6		8,806	8,938	8,871	
	北海道	8,407	8,394	8,518	8,568	<8,945>		8,943	9,066	8,946	

資料：農林水産省「畜産統計」、「牛乳乳製品統計」

注1：各年とも2月1日現在の数値。ただし、経産牛一頭当たり乳量は年度の数値。

2：平成31年以前の成畜50頭以上層戸数シェア及び頭数シェアは、学校、試験場等の非営利的な飼養者を除いた数値を用いて算出している。

3：一戸当たり経産牛頭数は、経産牛飼養頭数を成畜の飼養戸数で除して算出。

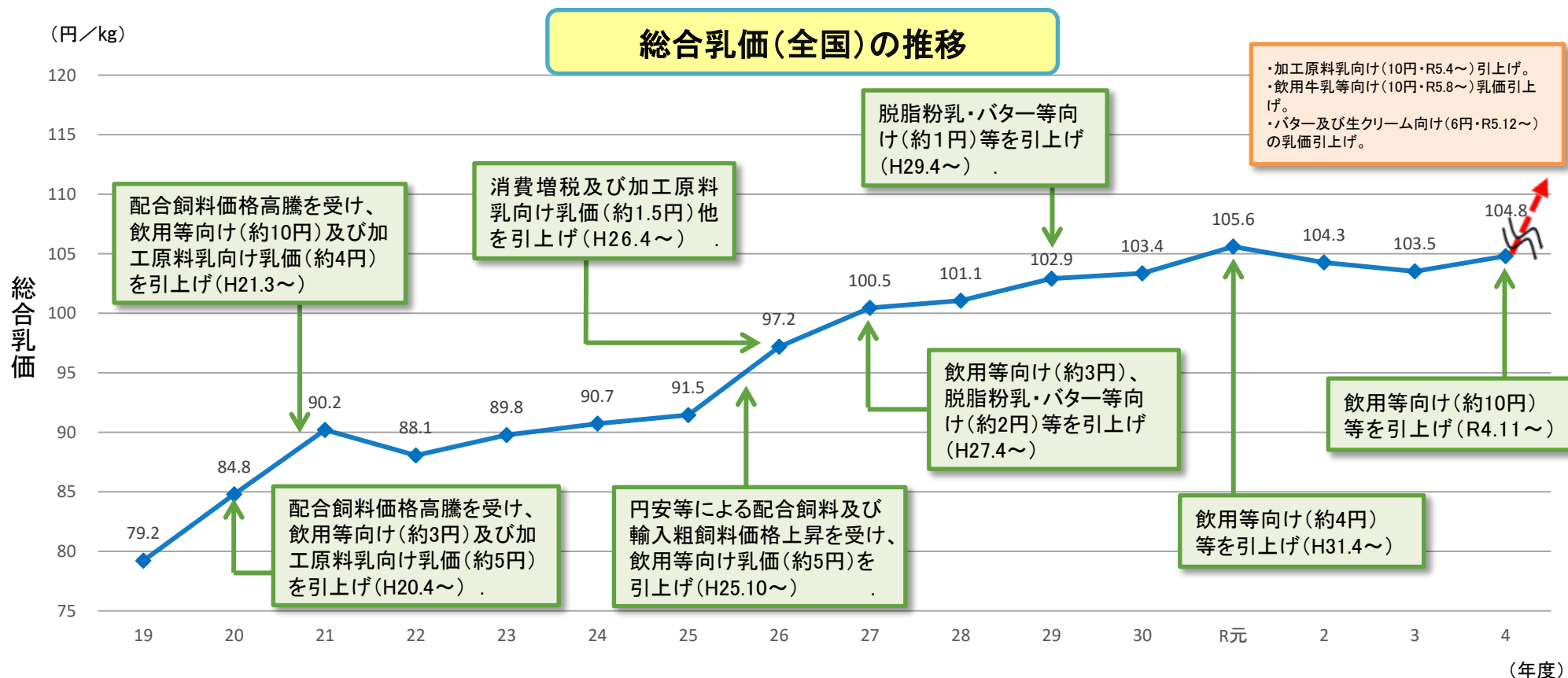
4：令和2年から統計手法が変更されたため、令和2年の統計手法を用いて集計した平成31年の数値を参考値として記載。

5：令和2年の対前年増減率は、平成31年の参考値との比較である。

6：経産牛一頭当たり乳量は「当年度生乳生産量÷当年と翌年の経産牛頭数の平均」から算出しており、平成31年<>は、平成31年の参考値と令和2年の経産牛頭数の平均を用いている。

総合乳価の推移

- ・ 生乳取引価格は、民間同士の交渉により、生乳の需給状況、生産コストの変動等をおおむね反映して決定。
- ・ 酪農家の受取乳価である総合乳価は、平成19年度からの配合飼料価格の高騰を受けて、平成20年度以降、飲用・乳製品ともに生乳取引価格が上昇していたものの、近年、その傾向も一服。
- ・ 令和4年度は、飼料費等資材価格の高騰を踏まえた同年11月の飲用等向け乳価の10円引き上げ等により、前年を上回って推移。



資料:農林水産省「農業物価統計」

注:数値は各月の単純平均値であり、消費税を含む。

注:令和4年度の総合乳価は速報値。

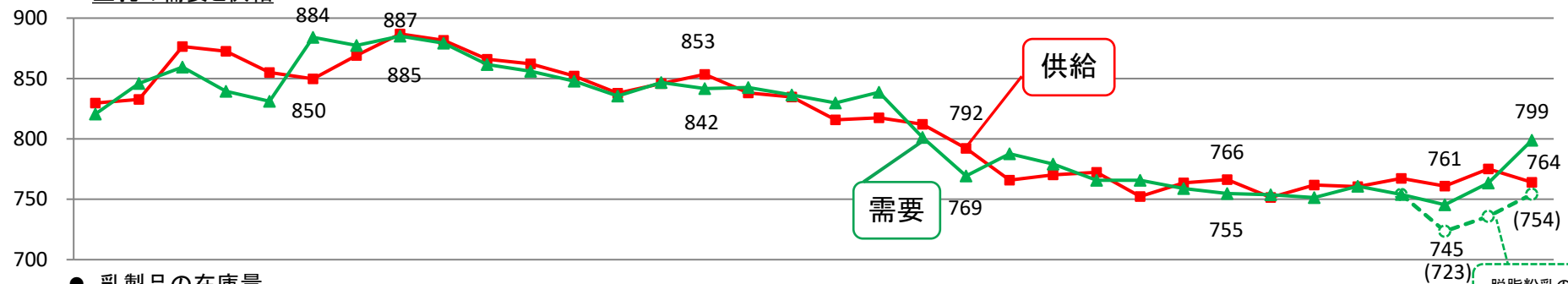
注:平成21年度までは平成19年基準。平成26年度までは平成22年基準。令和元年度までは平成27年基準。令和2年度からは令和2年基準。

総合乳価は、生乳取引価格から集送乳経費や手数料を控除し、加工原料乳生産者補給金等を加算したもの。

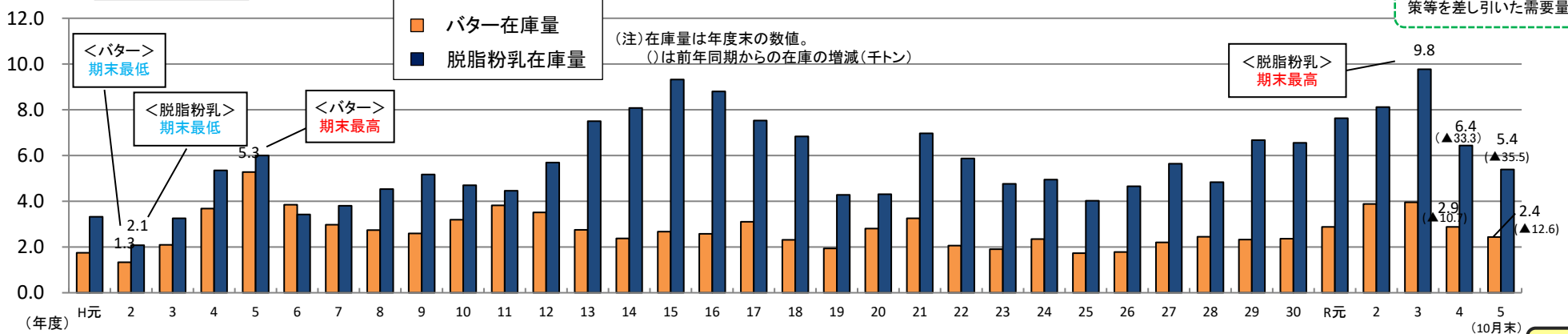
生乳需給の推移

- ・ 生乳需給について、これまでは国内生乳生産量の減少により逼迫傾向で推移しており、輸入により需要を賄ってきたところであったが、令和元年度に生乳生産量が増加に転じたところ。
- ・ 令和2年度に、新型コロナの感染拡大に伴う学校の休校や業務用需要の減少等により、生乳を保存の利くバター・脱脂粉乳等向けに仕向けてきたことから消費量に対して生産量が大幅に増加し、在庫量も前年同期に比べ増加。令和3年度も生乳需給が緩和傾向で推移したこと等から、在庫量は前年同期に比べ増加。
- ・ 令和4年度以降、脱脂粉乳は生産量が消費量を上回っており、現状は在庫低減対策等の取組の効果により、前年同期に比べ減少はしているものの、依然として消費は低迷しており在庫を積み増す情勢。バターは令和4年度初め頃から消費量が増加傾向で推移しており、在庫量は昨年5月以降前年同期を下回って推移。

(万トン) ● 生乳の需要と供給 ※ 輸入チーズを除く



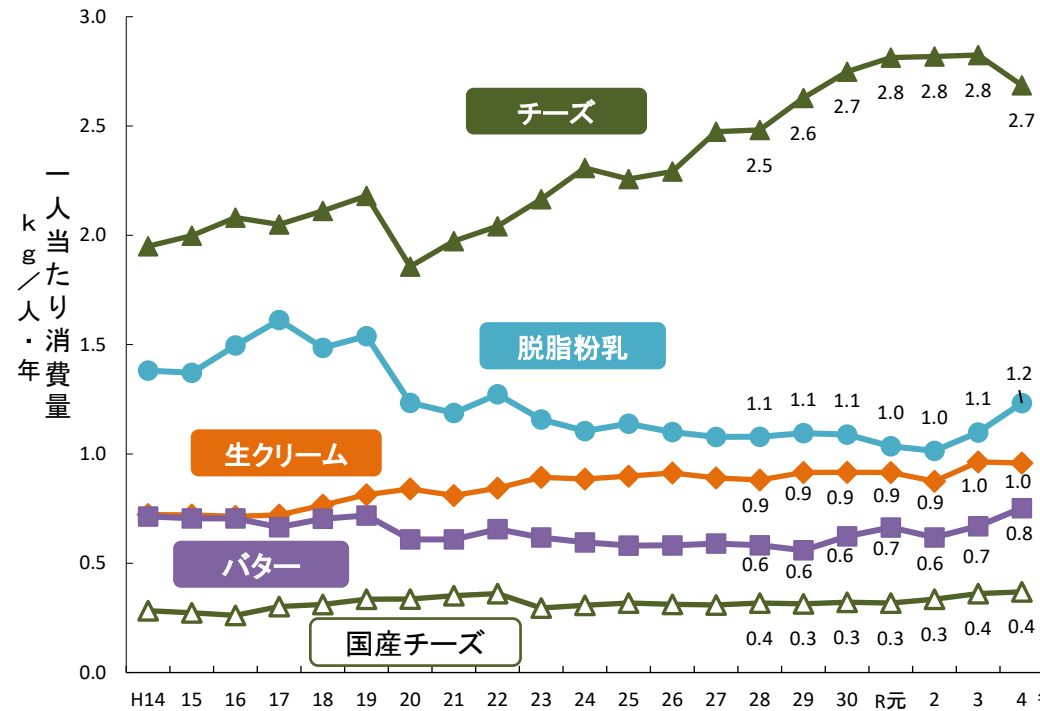
● 乳製品の在庫量



乳製品需給の推移

- 乳製品の1人当たり消費量は、食生活の多様化等に伴い、長期的には、チーズ、生クリームの消費が拡大。
- 牛乳・乳製品の自給率は、長期的には低下傾向で推移しており、令和4年度は国内生産量の減少及び脱脂粉乳の在庫低減対策等による国内消費仕向量の増加により、前年度より1ポイント減少。
- チーズの消費量は増加傾向で推移してきたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響による外出需要の減少等により、令和元年度以降、増加傾向は一服。令和4年度は、国際相場の上昇や円安によって輸入原料価格が大幅に上昇したことによる商品の値上げや容量変更の影響により消費量は減少。

乳製品の1人当たり消費量の推移



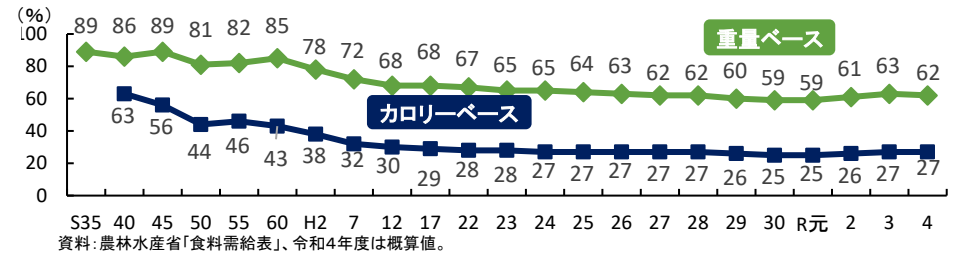
資料：農林水産省「食料需給表」、「牛乳乳製品統計」、「チーズの需給表」、総務省「人口推計」「国勢」調査、牛乳課推計

注1：1人当たり消費量＝(生産量＋輸入量－在庫増減－輸出品)÷各年10月1日時点の総人口

注2：国産チーズ消費量は牛乳乳製品課推計

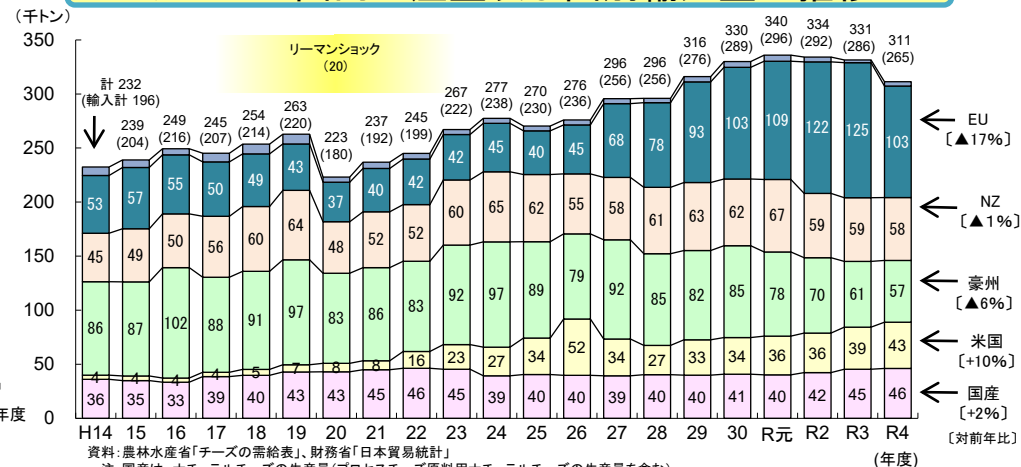
注3：チーズ及び国産チーズの1人当たり消費量について、H22年度以前とH23年度以降に連続性はない。

牛乳・乳製品の自給率の推移



資料：農林水産省「食料需給表」、令和4年度は概算値。

チーズの国内生産量及び国別輸入量の推移



資料：農林水産省「チーズの需給表」、財務省「日本貿易統計」

注：国産は、ナチュラルチーズの生産量（プロセスチーズ原料用ナチュラルチーズの生産量を含む）

輸入は、ナチュラルチーズ及びプロセスチーズの国別輸入量

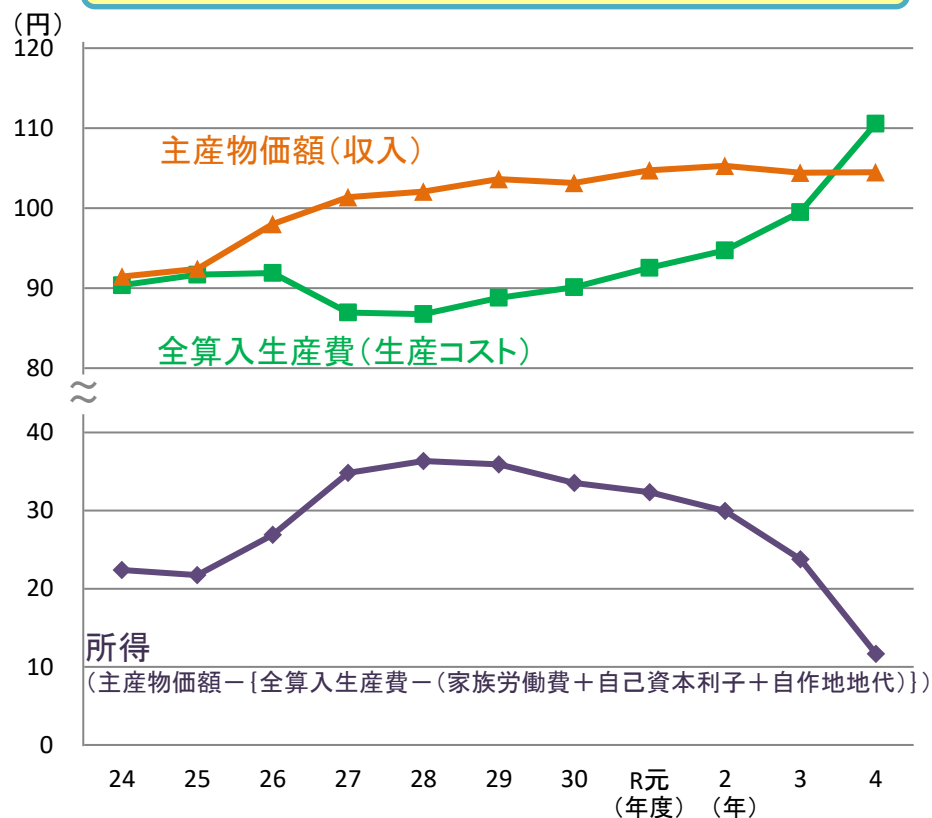
注：英国はR2年2月1日にEUを離脱したが、数値の連続性を保つため、グラフ中ではEUに含めて集計している。

注：国産ナチュラルチーズ生産量について、H22年以前とH23年以降に連続性はない。

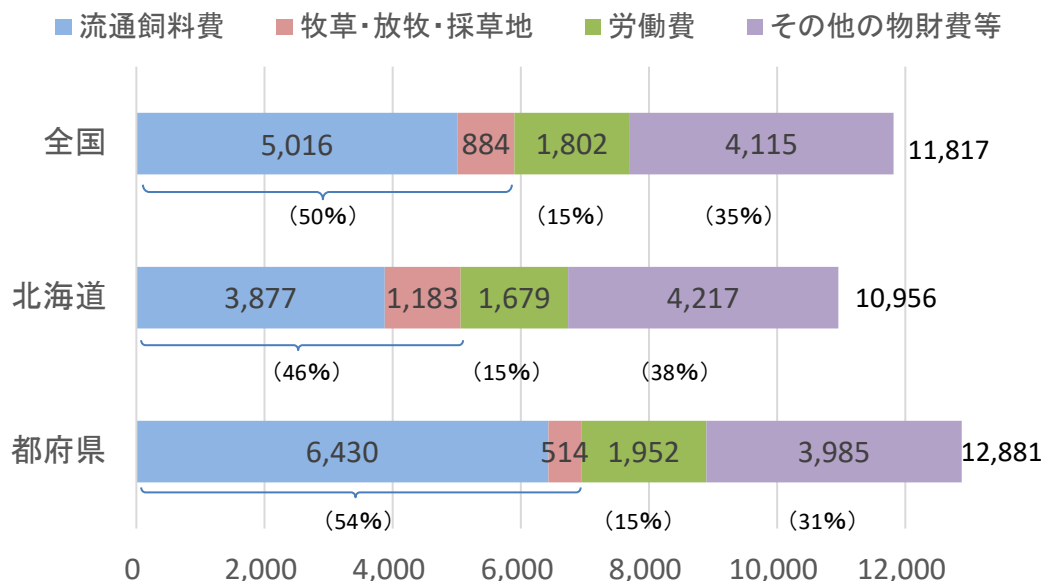
生産コストと所得の推移

- ・ 生乳1kg当たりの生産コスト(全算入生産費)は、飼料価格の低下に伴う流通飼料費の減少等により27年度に減少したものの、29年度以降は初妊牛価格の高騰に伴う乳牛償却費の上昇等により増加傾向で推移。令和4年は、配合飼料をはじめとした飼料費の高騰や光熱動力費の上昇等により、生産コストは大きく増加。
- ・ 生乳1kg当たりの所得は、26年度以降の乳価上昇に伴う主産物価額(生乳販売収入)の上昇に加え、27年度以降の副産物価額上昇による生産コストの減少により、増加傾向で推移していたが、29年度以降は生産コストの上昇等により減少。令和4年は、主産物価額がほぼ横ばいで推移した一方で、生産コストの増加により、所得は大きく減少。

生乳1kg当たりのコストと所得(全国)



令和4年の生乳生産費(費用合計)



出典: 農林水産省「畜産物生産費統計」

注1: 消費税含む。

注2: 畜産物生産費調査は、令和元年調査から調査期間を調査年4月から翌年3月までの期間から、調査年1年から12月までの期間に変更した。

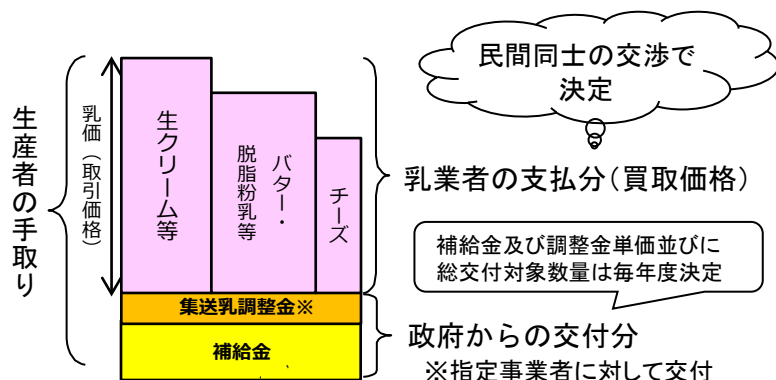
酪農の経営安定対策の概要

- 加工原料乳について生産者補給金を交付。加えて、あまねく地域から集送乳を行うことを確保するため、指定事業者の加工原料乳に対して集送乳調整金を交付。
- 加工原料乳生産者経営安定対策事業では、加工原料乳価格(脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等の液状乳製品向けの生乳価格)が下落した場合の経営への影響緩和を目的に、生産者と国が拠出して造成した積立金から補填。

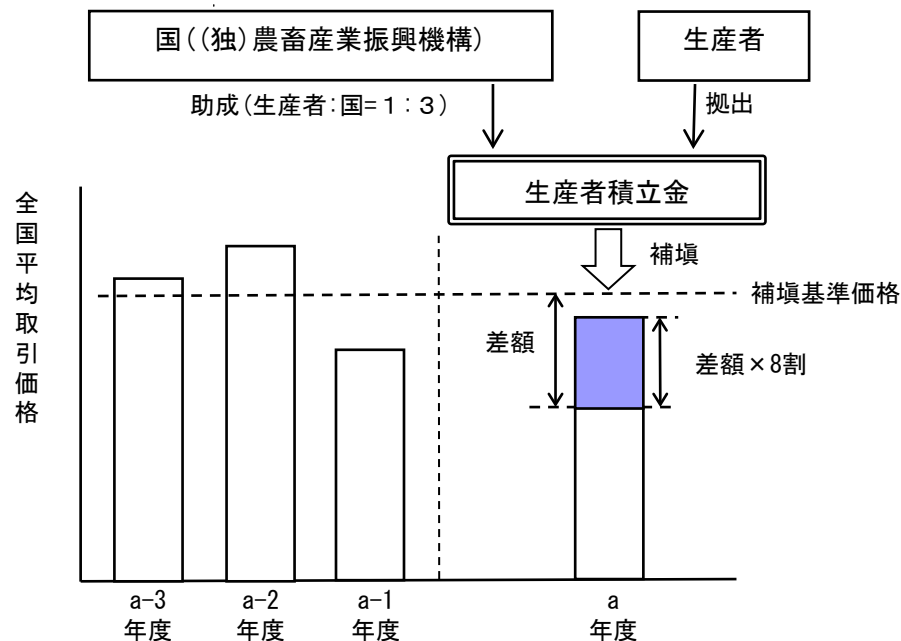
加工原料乳生産者補給金制度

令和5年度

加工原料乳生産者補給金単価	8.69円/kg	} 11.34円/kg
集送乳調整金単価	2.65円/kg	
総交付対象数量	330万トン	

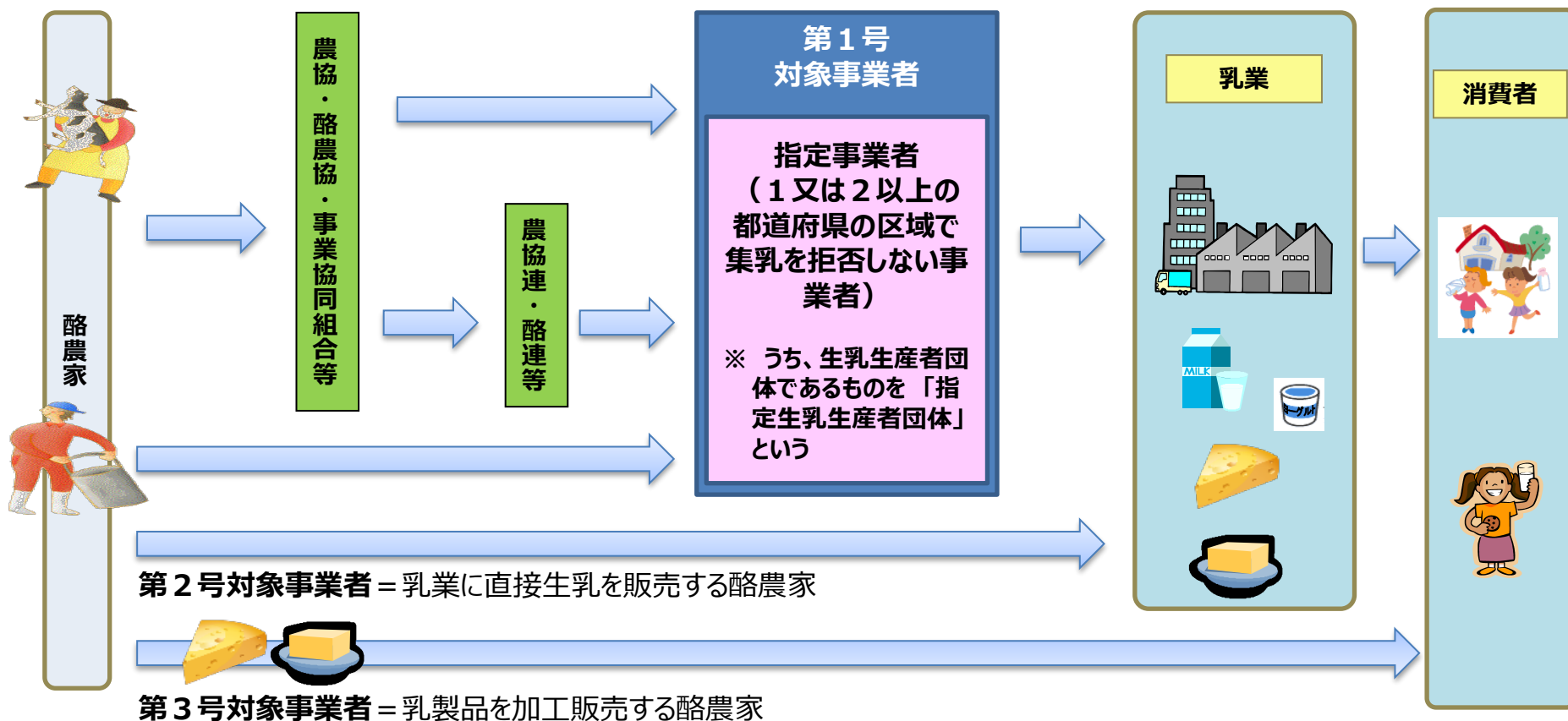


加工原料乳生産者経営安定対策事業



改正畜産経営安定法における生乳流通

第1号対象事業者 = 生乳を集めて乳業に販売する事業者



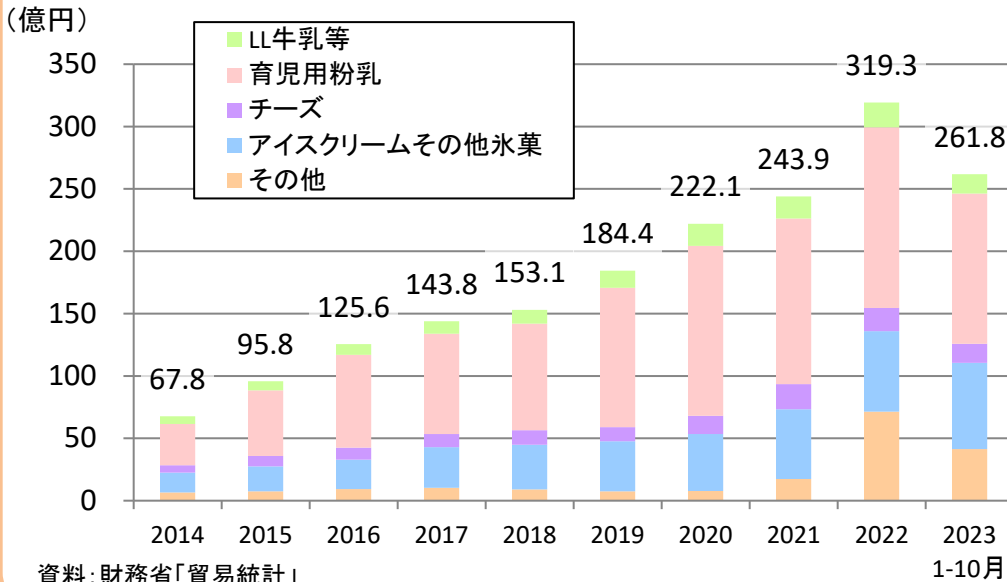
- **対象事業者（第1～3号）は**、毎年度、生乳又は乳製品の**年間販売計画を作成**して農林水産大臣に提出し、基準を満たしていると認められれば、加工に仕向けた量に応じて**生産者補給金等が交付**（交付対象数量が上限）。
- 第1号対象事業者のうち、**集乳を拒否しない等の要件**を満たす事業者は「**指定事業者**」として**指定**され、加工に仕向けた量に応じて**集送乳調整金が交付**。

牛乳・乳製品の輸出について

日本産牛乳・乳製品の輸出実績

前年比
(2022年)
131%

前年同期比
(2023年1-10月)
103%



2030年輸出目標 720億円
(2025年輸出目標:328億円)

- 輸出可能国・地域
ベトナム、香港、台湾、シンガポール、韓国、タイ、米国、カナダ、EU、中国(第21類(アイスクリームその他氷菓)のみ) 等
- 輸出解禁協議中の国
中国(第4類(酪農品)、第19類(ミルクの調製品))

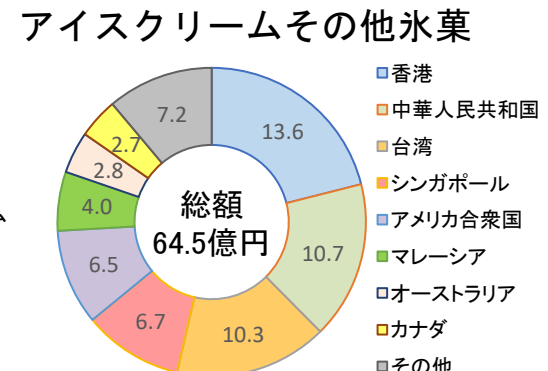
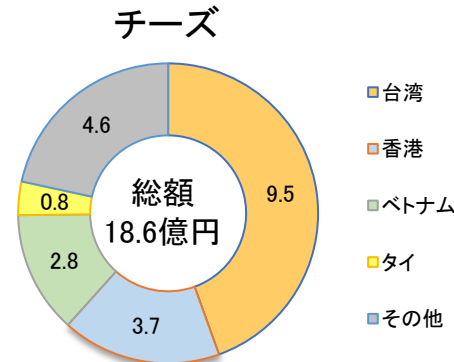
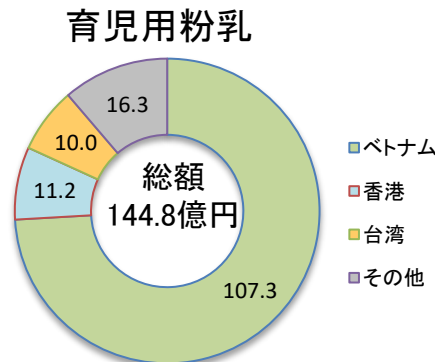
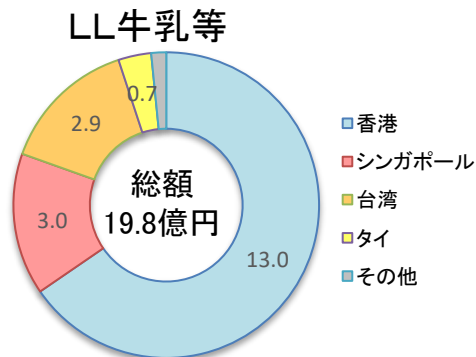
輸出拡大実行戦略に定める主な取組

- 輸出先国が求める条件に対応した輸出施設の整備
- 生産者・乳業者・輸出事業者が生産から輸出まで一貫して輸出促進を図る「コンソーシアム」を産地で構築



主要品目の国・地域別輸出実績(2022年)

資料:財務省「貿易統計」

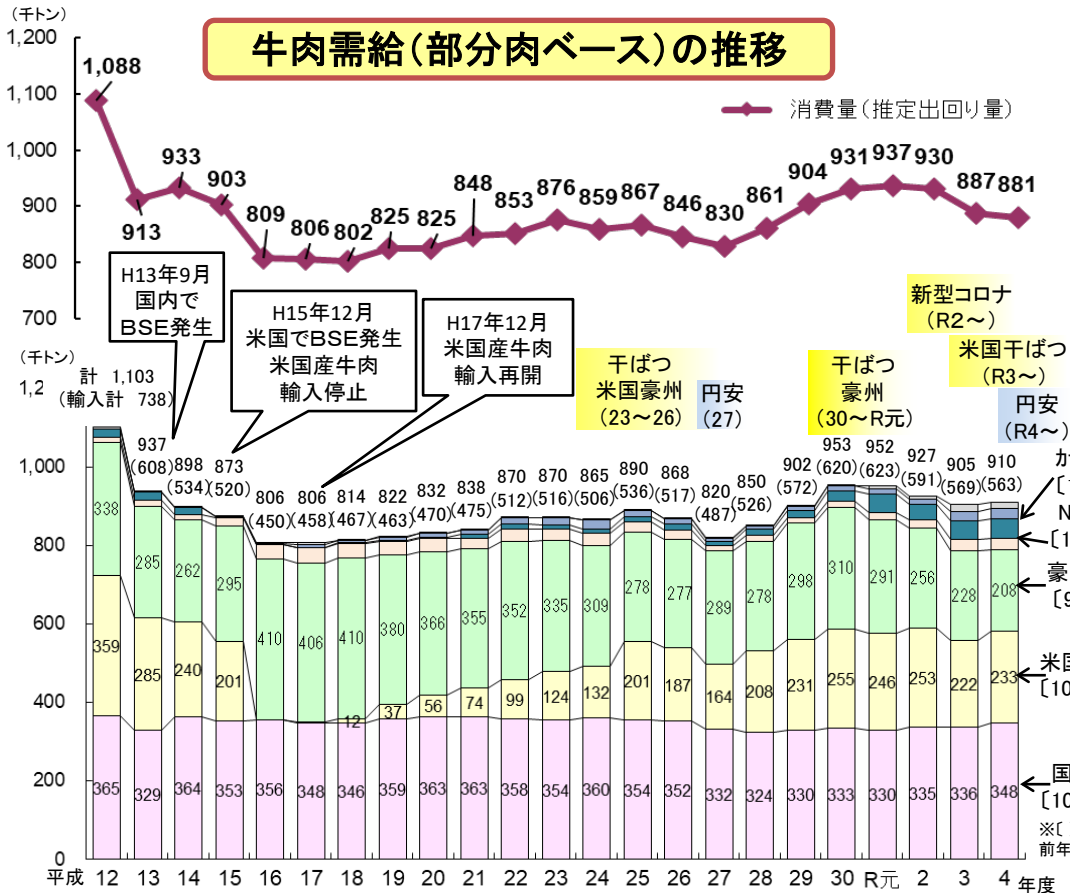


【牛肉関係】

牛肉の需給動向

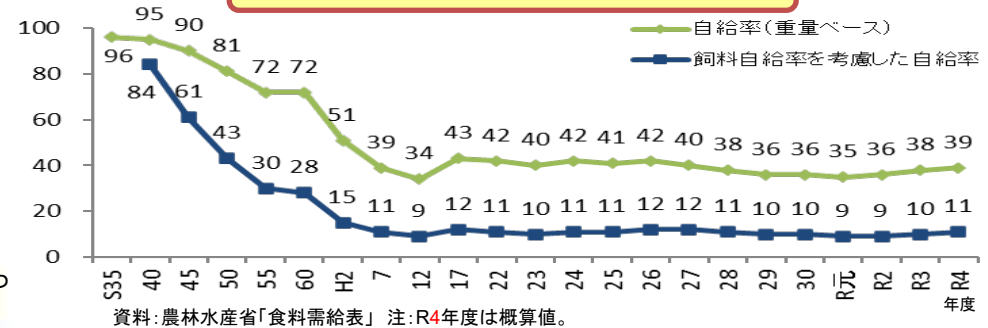
- 牛肉の消費量は、近年の好景気等を背景に外食を中心に拡大しており、平成30年度の消費量は93万トンと米国でのBSE発生前（平成14年度）の水準まで回復したが、新型コロナウイルス感染症の影響等による輸入量の減少により、令和2年度以降3年連続で減少。令和4年度では、物価の上昇による消費者の生活防衛意識の高まりや円安等の影響もあり、88万トンと減少して推移。
- 国内生産量は、平成21年度以降、減少傾向で推移していたが、畜産クラスター事業の取組等により、平成29年度からは増加傾向で推移している。品種別の生産量では、乳用種は減少傾向で推移しているが、近年、和牛・交雑種は増加傾向で推移しており、令和4年度は、全体では34.8万トンと前年度よりも増加。
- 牛肉の自給率は、重量ベースで39%。

牛肉需給（部分肉ベース）の推移

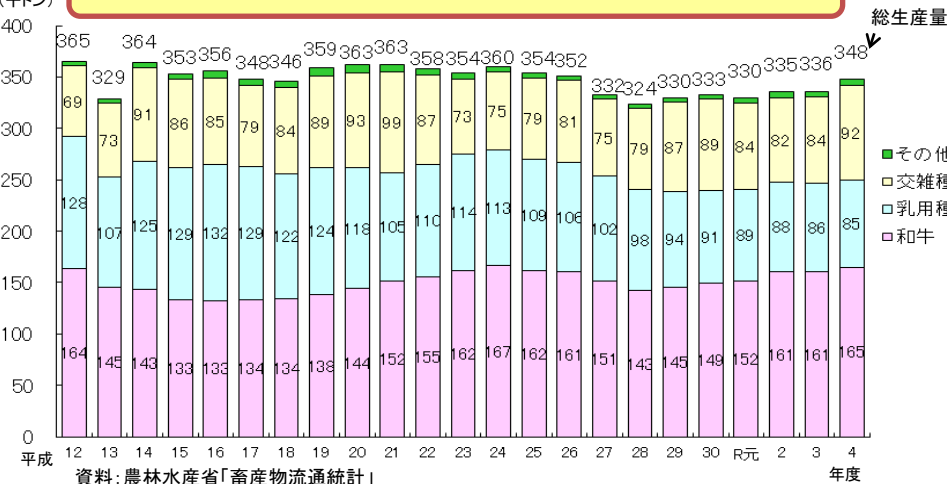


資料：農林水産省「畜産物流通統計」「食料需給表」財務省「貿易統計」（独）農畜産業振興機構「食肉の保管状況調査」
注：推定出回り量＝生産量＋輸入量＋前年度在庫量－当年度在庫量－輸出量

牛肉の自給率の推移

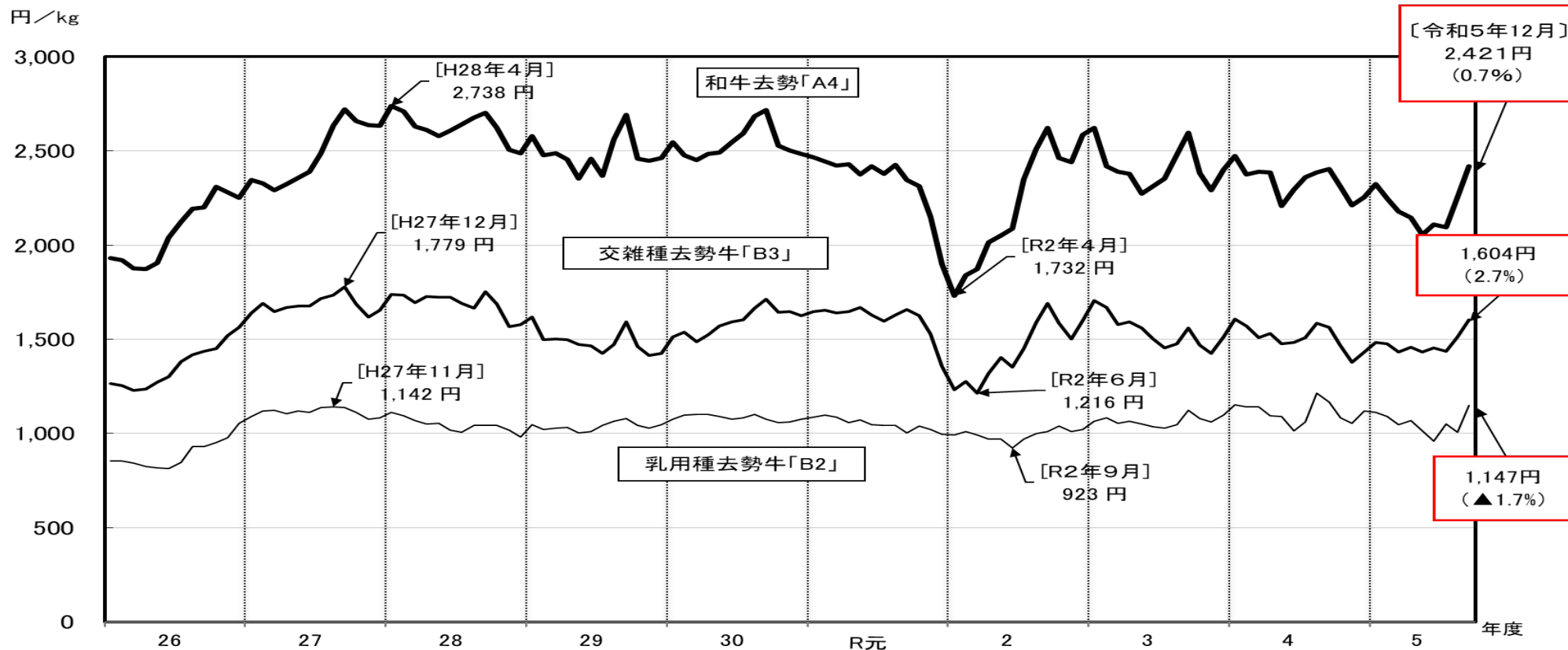


品種別牛肉生産量（部分肉ベース）の推移



牛枝肉卸売価格(中央10市場)の推移

- ・令和元年度(4-2月)は、和牛の価格は、生産量の増加等を背景に軟調に推移していたが、2月以降、新型コロナウイルス感染症の影響によるインバウンド需要や外食需要の減退により大幅に低下。
- ・令和2年5月に入り、経済活動の再開や輸出の回復に伴い上昇し、11月以降、和牛価格は前年を上回る水準で推移。
- ・令和3年度の和牛価格は、前年を上回る又は前年並みで推移していたが、令和4年1月以降は年末需要の反動に加え、コロナ感染拡大がみられる中で、外食需要等が低迷し、前年を下回って推移。
- ・令和4年度の和牛価格は、コロナの感染拡大や物価の上昇による消費者の生活防衛意識の高まり等の影響もあり、前年を下回って推移。
- ・令和5年度の和牛価格は、引き続き、物価の上昇により、小売り向けの引き合いが弱まっていることなどから、前年を下回って推移。なお、9月以降は年末に向けた需要が高まっていることなどから、回復傾向で推移。

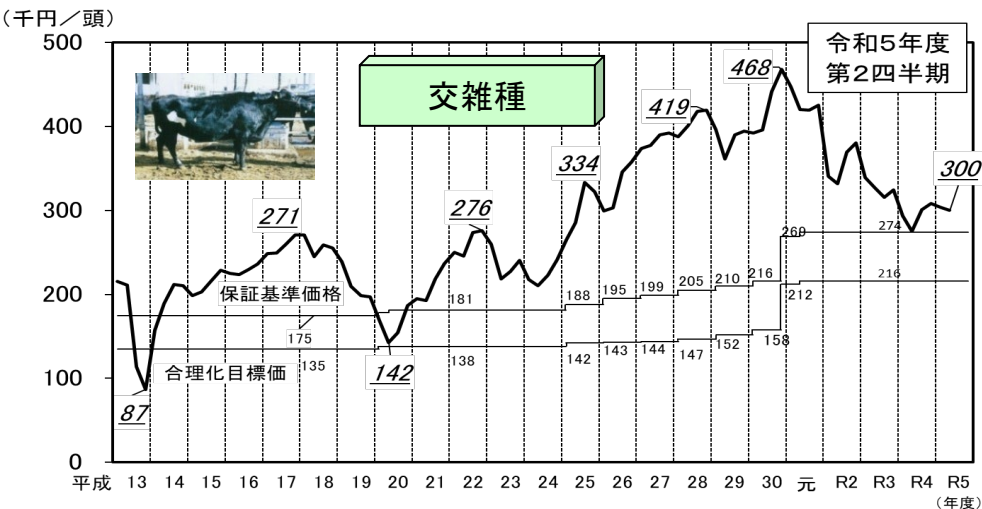
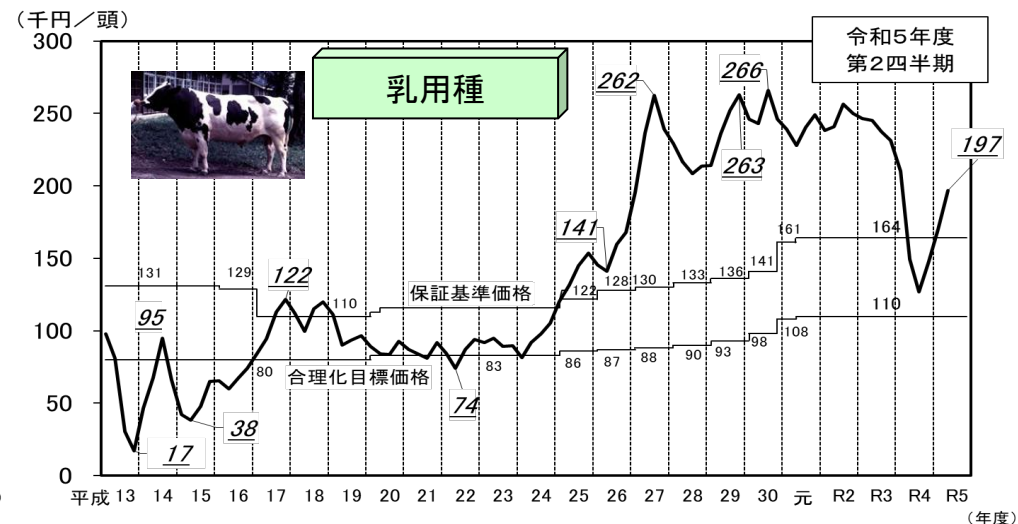
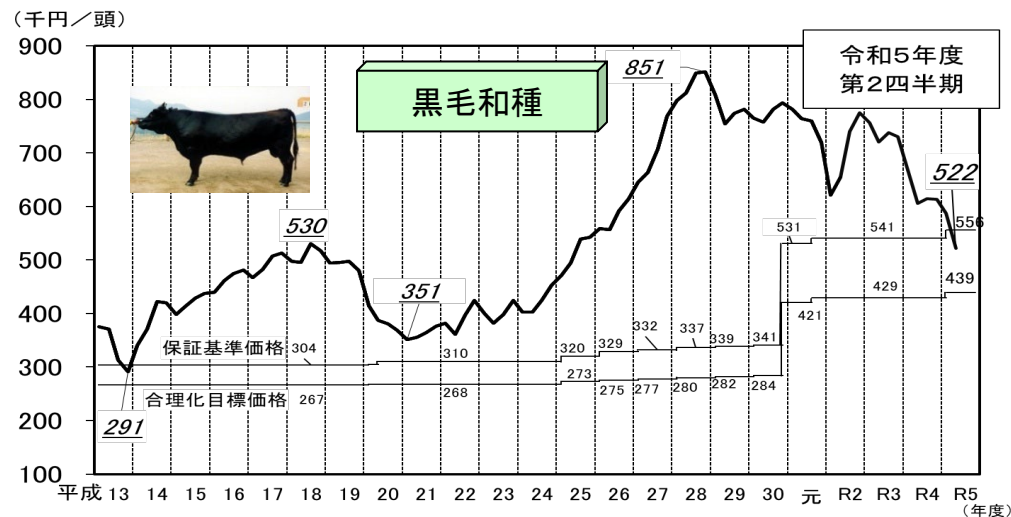


資料: 農林水産省「畜産物流通統計」

注: () 内は前年同月比。11月12月(11日まで)は速報値。

肉用子牛価格の推移

- ・ 肉用子牛価格は、平成24年度以降、繁殖雌牛の減少による子牛の生産頭数減少及び枝肉価格の上昇に伴い上昇。
- ・ 令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症の影響による枝肉価格の低下に伴い低下した。その後、枝肉価格の上昇に伴い回復したが、令和4年5月に子牛価格が下落。その後回復傾向にあったが、直近は黒毛和種、交雑種が低下傾向で推移。



令和元～5年度補給金単価(単位:千円/頭)

品種	R元年度				R2年度				R3年度				R4年度				R5年度	
	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	第1 四半期	第2 四半期
黒毛和種	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34.40
褐毛和種	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の 肉専用種	33.20	56.60	25.90	75.19	22.70				8.20				67.63					
乳用種	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14.50	36.60	15.90	0	0
交雑種	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 「その他の肉専用種」については、令和2年度から算定期間を1年(4月～3月)としている。

肉用牛飼養戸数・頭数の推移

- ・ 飼養戸数は、減少傾向で推移。主に小規模層で減少。
- ・ 飼養頭数は、平成29年から増加傾向で推移し、令和5年も増加。
- ・ 一戸当たり飼養頭数は増加傾向で推移しており、大規模化が進展。
- ・ 繁殖雌牛の飼養頭数は、平成22年をピークに減少していたが、平成28年から増加傾向で推移。

区 分 / 年		平成27	28	29	30	31	31参考値 ※注3	令和2 ※注4	3	4	5
肉用牛	戸 数(千戸)	54.4	51.9	50.1	48.3	46.3	45.6	43.9	42.1	40.4	38.6
	(対前年増減率)(%)	(▲5.4)	(▲4.6)	(▲3.5)	(▲3.6)	(▲4.1)	—	(▲3.7)	(▲4.1)	(▲4.0)	(▲4.5)
	頭 数(千頭)	2,489	2,479	2,499	2,514	2,503	2,527	2,555	2,605	2,614	2,687
	(対前年増減率)(%)	(▲3.0)	(▲0.4)	(0.8)	(0.6)	(▲0.4)	—	(1.1)	(2.0)	(0.3)	(2.8)
	1戸当たり(頭)	45.8	47.8	49.9	52.0	54.1	55.4	58.2	61.9	64.7	69.6
うち 繁殖雌牛	戸 数(千戸)	47.2	44.3	43.0	41.8	40.2	40.1	38.6	36.9	35.5	33.8
	頭 数(千頭)	580	589	597	610	626	605	622	633	637	645
	1戸当たり(頭)	12.3	13.3	13.9	14.6	15.6	15.1	16.1	17.1	17.9	19.1
うち 肥 育 牛	戸 数(千戸)	11.6	11.7	11.3	10.8	10.2	10.1	10.0	9.7	9.5	9.5
	頭 数(千頭)	1,568	1,557	1,557	1,550	1,522	1,542	1,548	1,575	1,601	1,635
	1戸当たり(頭)	135.2	133.1	137.8	143.5	149.2	152.7	155.1	161.7	168.8	171.7

資料：農林水産省「畜産統計」(各年2月1日現在)

注1：繁殖雌牛と肥育牛を重複して飼養している場合もあることから、両者の飼養戸数は肉用牛飼養戸数とは一致しない。

2：肥育牛は、肉用種の肥育用牛と、乳用種の和としている。

3：令和2年から統計手法が変更されたため、令和2年の統計手法を用いて集計した平成31年の数値を参考値として記載。

4：令和2年の対前年増減率は、平成31年の参考値との比較である。

肉用子牛対策の概要

- 肉用子牛生産の安定を図るため、肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合、生産者補給金を交付(肉用子牛生産者補給金制度)。

肉用子牛生産者補給金制度

- 肉用子牛の平均売買価格(四半期ごとに算定。その他肉専用種は年度ごと)が保証基準価格を下回った場合に、その差額の10/10を国から生産者補給金として交付
- さらに平均売買価格が合理化目標価格を下回った場合には、その差額の9/10を生産者積立金から生産者補給金として交付

保証基準価格及び合理化目標価格(令和5年度) (単位:千円/頭)

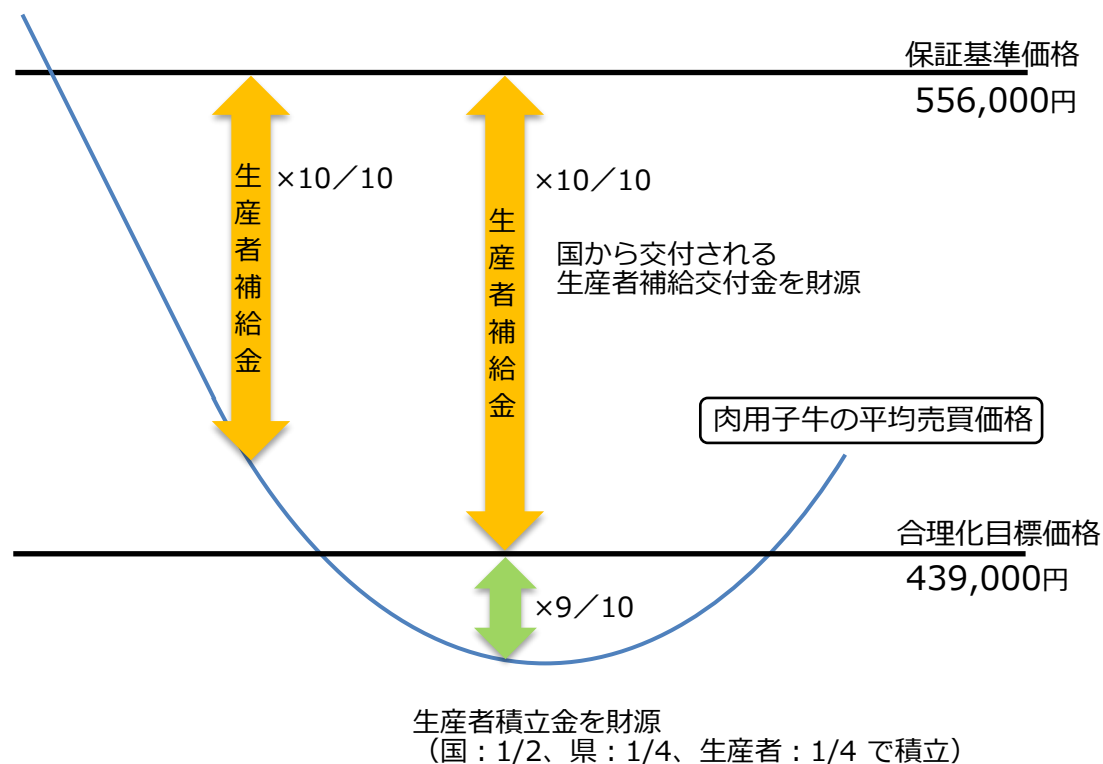
	黒毛和種	褐毛和種	その他肉専用種	乳用種	交雑種
保証基準価格	556	507	325	164	274
合理化目標価格	439	400	256	110	216

[生産者積立金]

- 負担割合 国:1/2、県:1/4、生産者:1/4
- 1頭当たりの生産者積立金(うち生産者負担金)

黒毛和種: 1,600円/頭 (400円/頭)
 褐毛和種: 6,000円/頭 (1,500円/頭)
 その他肉専用種: 18,800円/頭 (4,700円/頭)
 乳用種: 6,800円/頭 (1,700円/頭)
 交雑種: 3,200円/頭 (800円/頭)

【黒毛和種の場合】



《R5年度所要額:662億円》

和子牛生産者臨時経営支援事業

1 事業の目的

肉用牛繁殖経営は、子牛出荷までの生産期間が長いため、資本回転率が低く多額の運転資金を必要とし、子牛価格の変動の影響を受けやすいという特徴を有している。

令和4年5月に急落した子牛価格は回復傾向にあるものの、価格が堅調に推移するまでの間、肉用子牛生産基盤の安定を図るため、和子牛生産者のセーフティネットを臨時的に措置する。

2 事業の内容

市場等で取引される和子牛のブロック別※1平均売買価格(四半期別※2)が、発動基準を下回った場合に、当該平均売買価格と発動基準の差額の4分の3を支援する。

品種区分	発動基準※3
黒毛和種	60万円
褐毛和種	55万円
その他肉専用種	35万円

※1: 黒毛和種は、北海道、東北、本州関東以西・四国、九州・沖縄の4ブロック

褐毛和種、その他肉専用種は、全国1ブロック

※2: 黒毛和種、褐毛和種は四半期別、その他肉専用種は年間

※3: 発動基準は消費税込価格

3 事業実施主体 都道府県団体、民間団体

4 実施期間 令和5年1月から12月まで

5 発動実績

	黒毛和種				褐毛和種	その他肉専用種
	北海道	東北	本州関東以西・四国	九州・沖縄		
令和4年度第4四半期	—	—	—	—	—	—
令和5年度第1四半期	—	26,000円/頭	—	15,000円/頭	11,200円/頭	—
第2四半期	4,000円/頭	33,000円/頭	16,400円/頭	47,600円/頭	5,000円/頭	—

和子牛生産者臨時経営支援事業

- 和子牛臨時経営支援事業は、黒毛和種の四半期ごとのブロック別平均価格が発動基準(60万円)を下回った場合に、その差額の3/4を支援。
(保証基準価格を下回った場合は、肉用子牛生産者補給金で支えることを想定。)
- 子牛価格が短期間で大幅に下落し、生産者の経営環境が急速に悪化しており、生産者の意欲低下により肉用牛生産基盤の弱体化が懸念される状況。
- このため、和子牛臨時経営支援の拡充により、四半期ごとの全国平均売買価格が保証基準価格(55.6万円)を下回り、肉用子牛生産者補給金が発動した場合、四半期ごとのブロック別平均価格が全国平均売買価格を下回った部分についても、その差額の3/4を支援(発動しない場合は、60万円とブロック別価格との差額の3/4を支援)。

全国平均売買価格を下回ったブロックへの支援
(肉用子牛生産者補給金が発動している場合)

